

産業廃棄物経年変化実態調査票（令和4年度実績）【その1】記入例

東京都

管理番号

I-I

1. 本調査は、事業活動によって発生する産業廃棄物及び有償又は無償で引き渡している副産物の全てが対象となります。調査票には、一般廃棄物に該当する廃棄物は入力しないでください。
2. 本調査の対象期間は、令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の1年間です。
3. 本調査は事業所単位で行いますので、調査票が送付された事業所に関して以下の質問にお答えください。
4. 左上の【管理番号】については、封筒表右下記載の管理番号を入力してください。
5. 御入力いただいた内容について、お問合せする場合もございますので、必ず本調査票の控えを保存してください。
6. 産業廃棄物等が調査の対象期間中に都内で何も発生しなかった場合は、調査票【その1】のみを御回答の上、御提出ください。
7. 調査票の欄が不足する場合は、適宜追加してください。
8. 別紙【産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）】につきましては、あくまで参考資料ですので、既に使用されている別の係数を用いていただいても構いません。

【建設業者様のみ】

9. 貴事業所が建設業の場合、貴事業所が東京都内で施工した全ての元請工事（出来高工事含む。）から発生する産業廃棄物、副産物について入力してください。共同企業体（J.V）による工事については、分担施工方式では各社持ち分の元請工事高と発生廃棄物等を入力し、共同施工方式では貴社が代表会社の場合のみ、元請完成工事高と発生廃棄物等を一括入力してください。

事業所の概要	事業所名	〇〇商業株式会社			事業内容	△△の卸売、販売
	所在地	東京都新宿区西新宿×-×-×				
	代表者氏名	東京 太郎	記入者 ふりがな (部課、氏名)	資源循環推進部計画課 環境 花子		
	入力年月日	令和5年 月 日	電話番号	- -		

事業の概要	従業者数		元請完成工事高（建設業のみ記入）								
	貴事業所の令和5年3月31日現在の従業者数（パート等の臨時職員及び役員等を含む。）を入力してください。		都内の令和4年度の元請完成工事高（出来高工事含む。）を入力してください（消費税を含む。）。								
	100	人	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	万円/年
	患者数（医療機関のみ記入）		製造品出荷額（製造業のみ記入）								
貴事業所の令和4年度の1日あたりの患者数（外来患者と入院患者の合計）を入力してください。		貴事業所の令和4年度の製造品出荷額を入力してください（消費税を含む。）。									
		人/日	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	万円/年

元請工事がない場合

調査票【その1】のみを御提出ください。

令和4年度の1年間に産業廃棄物等（再生利用、売却、無償取引しているものを含む。）は発生しましたか。該当する番号に○を付けてください。

1. 発生した。

2. 発生しなかった。

調査票【その1】のみを御提出ください。

調査票【その2】に貴事業所から発生した産業廃棄物等について記入し、調査票【その1】及び【その2】を御提出ください。

<調査票【その2】の記入要領・記入例>

調査対象期間

●この調査の対象期間は、令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)の1年間です。この期間中の産業廃棄物等の発生と処理・処分の状況を質問①から⑫までの流れに従って入力してください。

調査対象とする事業所と廃棄

●この調査では、建設業の場合は都内で施工した元請工事から発生した産業廃棄物等のみ、建設業以外の場合は調査票が送付された事業所内で発生した産業廃棄物等のみが入力の対象となります。
●別シート「コード表」を参考にしてください。

入力について

●入力対象は、事業活動によって発生した産業廃棄物、有償又は無償で引き渡した副産物です。
●同じ種類の廃棄物でも中間処理方法や処分方法、委託処理先等が異なる場合は、質問①の欄から行を分けて入力してください。
●処理業者へ処理・処分を委託している場合は、マニフェスト伝票等を参考に記入してください。不明な点は、具体的な内容を処理業者に確認した上で記入してください。
●「⑦処理・処分先又は再生利用先の名称等」は、同じ都道府県に立地する複数の事業所に運搬して同じ処理を行っている場合、「〇〇等」とまとめて記入していただいて構いません。

発生量について

●特別管理産業廃棄物等、発生量が1トン未満の場合は、小数点2ケタまで御入力ください。
●発生した廃棄物の「名称」と「数量」の回答欄には、「焼却」、「脱水」等の処理を行う前の「名称」と「数量」をお答えください。
○自社で焼却している場合、発生した廃棄物とは焼却前のものです(入力例Cを参考にしてください。)。木くず、紙くず、廃プラスチック等を焼却している場合の「③年間発生量」は、焼却前の量です。したがって「①廃棄物の名称」、「②分類番号」は、燃やす前の名称とその分類番号となります。
なお、焼却後の灰の量が「⑤中間処理後量」となります。
○自社で脱水している場合の発生した廃棄物とは脱水前のものです(入力例Dを参考にしてください。)。汚泥の発生量は、脱水、乾燥等の中間処理を行う前の量であり、脱水機等に投入された1年間の量が「③年間発生量」となります。
なお、脱水前の重量を把握していない場合は、次の式により計算してください。
＜式＞：(脱水前の汚泥発生量)＝(脱水後の汚泥量)×(100%－脱水後の含水率%)÷(100%－脱水前の含水率%)
●汚泥の場合、中間処理前の含水率も入力してください。
●ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答えください。
○廃酸、廃アルカリを公共水域(河川、公共下水道等)へ放流するために中和処理した場合 → 中和処理後の「汚泥」を発生量とします。
○含油廃水を油水分離した場合 → 油水分離後の「廃油」と「油でい」等を個別に発生量とします。

区分 行番	工事現場又は自社で発生した廃棄物等の発生量							自社での中間処理					自社処分・自社再生利用・委託処理				委託中間処理			自社・委託での資源化	中間処理後の最終処分場所							
	①廃棄物等の名称	②分類番号			③年間発生量 汚泥の場合 含水率%			④方法番号 1次処理 2次処理 3次処理			⑤中間処理後量		⑥処理・処分の方法	⑦処理・処分先又は再生利用先の所在地 都道府県名 地域コード		⑧処理・処分先又は再生利用先の所在地 都道府県名 地域コード			⑨方法番号 1次処理 2次処理 3次処理			⑩処理後の処分方法		⑪資源化用途		⑫最終処分先の所在地 都道府県名 地域コード		
記入例:A	鉄筋くず	1	2	0	0	9	t					W	1	(株)△△産業	東京都	1	3				1・2	10						
記入例:B	木くず	0	8	0	0	30	t					U	1	〇〇商店	千葉県	1	2	G			①・2	30						
記入例:C	廃プラスチック	0	6	0	0	10	t	A			1	t	S	1	〇×(株)	福島県	0	7				1・2						
記入例:D	下水汚泥	0	2	1	1	100000	t	B	A		100	t	U	1	(株)×〇興業	埼玉県	1	1	L			①・2	90					
記入例:E	動植物性残さ	1	0	0	0	4	t					t	U	1	□□リサイクルセンター	神奈川県	1	4	Z			①・2	41					
	動植物性残さ	1	0	0	0	2	t					t	U	1	(株)〇△	東京都	1	3	M			①・2	42					
記入例:F	感染性廃棄物	8	0	9	8	0.56	t					t	U	1	〇〇産業	東京都	1	3	A			1 ②		埼玉県	1	1		

入力例:A

・工事現場から鉄筋くずが年間9t発生したが、全て都内の(株)△△産業に売却した。

・相手先では、鉄鋼材料として再生利用している。

入力例:B

・工事現場から建設木くずが年間に2t車で30台分(すべて満杯)発生した。

・1台当たりの重量が1t程度であるため、重量に換算すると、30tである。

・これは、千葉県にある〇〇商店に料金を払って処理を委託した。

・相手先では、破碎チップ化し、燃料として再生利用している。

入力例:C

・工事現場から廃プラスチックが年間10t発生した。

・全て自社の焼却炉で焼却した。その灰の量は年間で1t程度であり、福島県にある〇×(株)の処分場で埋立処分した。

入力例:D

・下水処理場から下水汚泥が発生したが、全て場内で脱水・焼却した。

・脱水後の汚泥量は、10,000t(含水率80%)、焼却後の汚泥量は100tであった。

・脱水前の量は、計量していないので正確でないが、脱水前の含水率が98%であるため計算すると100,000tとなる。
(計算式 10,000t×(100－80)÷(100－98)=100,000t)

・処理後の汚泥は、埼玉県にある(株)×〇興業で焼成し、セメント原材料として再生利用している。

入力例:E

・動植物性残さが年間6t発生した。

・このうち4tを神奈川県の□□リサイクルセンターに搬入し、飼料化を行っている。

・残りの2tは都内の(株)〇△で肥料化を行っている。

入力例:F

・感染性廃棄物が年間0.56t発生した。(1t以下の場合は、小数点2ケタまで御記入ください。)

・院内では処理せず、都内に処理施設を保有する〇〇産業に委託し、焼却処理してもらった。

・焼却後の燃え殻は埼玉県で埋立処分しているとのことである。

○コード表「1」 産業廃棄物分類表(1/2)

種 類			コード	具 体 例
燃 え 殻			0100	石炭殻、コークス灰、重油灰、木灰、炉掃出物、クリンカ、廃活性炭、廃カーボンなど 《注意》可燃ごみなどを自己で焼却処理した場合、「燃え殻」ではなく、焼却する前の「紙くず」、「木くず」等を発生時の種類として記入してください。
	水 銀 含 有 ば い じ ん 等		0110	水銀又はその化合物中の水銀をその重量の15mg/kgを超えて含有する燃え殻
汚 泥 (泥 状 の も の)	有	機 性 汚 泥	0210	製紙汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、ビルピット汚泥(し尿を含むものは除く)、染色廃水処理汚泥、クリーニング廃水処理汚泥(水洗を主とする場合)、イースト菌培養残さ、その他泥状を呈する有機性廃棄物
		下 水 汚 泥	0211	下水汚泥
	無	機 性 汚 泥	0220	めっき汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、廃ショットブラスト、廃サンドブラスト、脱硫石こう、赤泥、ガラス研磨汚泥、その他泥状を呈する無機性廃棄物
		建 設 汚 泥	0221	建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥
		上 水 汚 泥	0222	上水汚泥
	水 銀 含 有 ば い じ ん 等		0230	水銀又はその化合物中の水銀をその重量の15mg/kgを超えて含有する汚泥
廃 油	一 般 廃 油	鉱 物 油	0310	エンジンオイル、機械油、グリス、切削油、絶縁油、圧延油、作動油、重油、原油、潤滑油、燃料
		動 植 物 性 油 脂	0320	魚油、鯨油、ラード、天ぷら油、サラダ油、アマニ油、桐油、ゴマ油、なたね油、やし油、大豆油、とうもろこし油
	そ の 他 廃 油		0330	廃溶剤、固形油、油でい(タンクスラッジ、オイルスラッジ等)、油付着物(油のしみたウエス、油紙くず、廃吸油材、廃シール材等)
廃 酸			0400	塩酸、硫酸、フッ酸、クロム酸、リン酸、フッ化水素酸、過塩素酸、スルファミン酸、ケイフッ酸、酸性洗浄液、エッチング廃液、染色酸性廃液(漂白浸せき工程、染色工程)、クロメート廃液、硫酸ピッチ、写真定着廃液、ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液
	水 銀 含 有 ば い じ ん 等		0410	水銀又はその化合物中の水銀をその重量の15mg/Lを超えて含有する廃酸
廃 ア ル カ リ			0500	アルカリ性洗浄廃液、液洗びん用廃アルカリ、石灰廃液、廃灰汁、アルカリ性メッキ廃液、ドロマイト廃液、染色排水(精錬工程、シルケット加工)、黒液(チップ蒸解廃液)、脱脂廃液(金属表面処理)、硫化ソーダ廃液、写真現像廃液
	水 銀 含 有 ば い じ ん 等		0510	水銀又はその化合物中の水銀をその重量の15mg/Lを超えて含有する廃アルカリ
廃 プ ラ ス チ ッ ク 類			0600	合成繊維、FRP、熱可塑性プラスチック、熱硬化性樹脂、プラスチック製品くず、廃タイヤ、合成ゴム、農業用廃プラスチック
紙 く ず			0700	印刷用紙、裁断紙くず、段ボール ※「紙くず」は建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。以下同じ。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に係るものに限る。
木 く ず			0800	木くず、おがくず、かんなくず、バーク類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類 ※「木くず」は建設業、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業、貨物の流通のために使用したパレットに係るものに限る。
織 維 く ず			0900	羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート混紡繊維(天然繊維が主体のもの) 《注意》合成繊維は「廃プラスチック類」に分類されます。 ※「繊維くず」は建設業、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るものに限る。
動 植 物 性 残 さ			1000	魚・獣の骨、魚・獣の皮・内臓などあら、皮革くず、ボイルかす、缶詰め・瓶詰め不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝殻、羽毛 ソースかす、醤油かす、こうじかす、酒かす、ビールかす等の発酵・醸造かす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米、麦粉、大豆かす、不良豆、果物の皮、種子、野菜くず、薬草かす、油かす、パンくず、原料くず ※「食物性残さ」は食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物など。
ゴ ム く ず			1100	ゴムくず、エボナイトくず、ゴム手袋、ゴムチューブ、ゴム板くず 《注意》合成ゴムくずは廃プラスチックに分類されます

○コード表「1」 産業廃棄物分類表(2/2)

種 類		コード	具 体 例
金 属 く ず		1200	鉄くず、スクラップ(主体が鉄製の場合)、ブリキくず、トタンくず、空き缶(鉄製のもの)、銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶、混合金属くず
	水銀使用製品産業廃棄物	1210	水銀又はその化合物が使用されている製品の金属くず
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス・陶磁器くず	1310	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品ビン、セラミックくず、レンガ、かわら、陶器、モルタルハツリくず
	石 膏 ボ ー ド	1320	石膏ボードくず
	コンクリート製品くず	1330	コンクリート製品くず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
	水銀使用製品産業廃棄物	1340	水銀又はその化合物が使用されている製品のガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず
鉍 さ い		1400	鋳物砂、サンドブラスト廃砂、高炉水さい、高炉の残さ、平炉の残さ、転炉の残さ、電気炉の残さい、キューポラのノロ、ドロス、カラミ、不良鉍石、ボタ、粉炭かす、鉍じん、破石くず
	水 銀 含 有 ば い じ ん 等	1410	水銀又はその化合物中の水銀をその重量の15mg/kgを超えて含有する鉍さい
がれき類 [工作物の新築、改築又は除去に伴うもの]	コ ン ク リ ー ト 塊	1510	コンクリート破片、コンクリートブロック破片
	ア ス コ ン 塊	1520	アスファルトコンクリートの破片
	そ の 他 が れ き 類	1530	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、レンガ、スレート、タイル
石 綿 含 有 産 業 廃 棄 物		1540	石綿含有成形板、石綿含有ビニル床タイル等(特別管理産業廃棄物の廃石綿を除く。) 注)がれき類などに該当するものであっても石綿を含有する場合は、この分類になる。
建 設 混 合 廃 棄 物		1550	工事現場内及び自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの
動 物 系 固 形 不 要 物		1600	と畜場から生ずる獣畜に係る固形状の不要物、食鳥処理場から生ずる食鳥に係る固形状の不要物
動 物 の ふ ん 尿		1700	※畜産農業に係るものに限る。
動 物 の 死 体		1800	家畜の死体、牛の死体、豚の死体、にわたりの死体、馬の死体 ※畜産農業に係るものに限る。
ば い じ ん		1900	集じん器捕集ダスト、煙道・煙突・冷却器に付着堆積したすす ※事業活動に伴って生じたものに限る。
	水 銀 含 有 ば い じ ん 等	1910	水銀又はその化合物中の水銀をその重量の15mg/kgを超えて含有するばいじん
政 令 13 号 物		2000	産業廃棄物を処分するために処理したもの(例:コンクリート固型化物等) ※事業活動に伴って生じたものに限る。
そ の 他	シ ュ レ ッ ダ ー ダ ス ト	9010	廃自動車破碎物、廃電気機械器具破碎物
	廃 電 気 機 械 器 具	9020	プリント配線板、廃家電、電子レンジ、電話機、自動販売機、冷凍庫など
	廃 蛍 光 ラ ン プ 類	9030	蛍光ランプ、高輝度放電ランプ、白熱電球など
	廃 電 池 類	9035	乾電池、鉛蓄電池、ボタン電池など
	廃 自 動 車	9040	リース及びレンタルにより使用したものを除く
	廃 パ ソ コ ン	9060	リース及びレンタルにより使用したものを除く
	複 合 材	9065	消火器、バッテリーなどの複数素材の混合品
	そ の 他	9070	上記区分に当てはまりづらいもの

○コード表「2」 特別管理産業廃棄物分類表

※ 爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は特別管理産業廃棄物として分類されます。

種 類			分類番号	具 体 例
特別管理産業廃棄物	揮 発 性 廃 油		0318	燃えやすい廃油、ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーテル
	強 酸 性 廃 液		0408	水素イオン濃度指数〔pH〕2.0以下の廃液
	強 ア ル カ リ 性 廃 液		0508	水素イオン濃度指数〔pH〕12.5以上の廃アルカリ
	感 染 性 廃 棄 物		8098	血液、血清、血漿、体液（精液を含む）、血液製剤、血液等が付着した鋭利なもの（注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等）、血液等が付着した実験・手術用手袋等、病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの（試験管、シャーレ等）、汚染物が付着した廃プラスチック類等
	特定有害産業廃棄物	燃 え 殻	0109	特定有害物質を含む焼却灰
		有 機 性 汚 泥	0219	特定有害物質を含む汚泥
		無 機 性 汚 泥	0229	特定有害物質を含む汚泥
		廃 油	0319	特定有害物質を含む廃油
		廃 酸	0409	特定有害物質を含む酸性廃液
		廃 ア ル カ リ	0509	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
		廃 石 綿 等	1308	吹き付け石綿（アスベスト）、石綿含有保温材、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
		廃 水 銀 等	7440	特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く）、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
		鉍 さ い	1409	特定有害物質を含む鉍さい
		ば い じ ん	1909	特定有害物質を含むばいじん
	廃PCB・PCB汚染物・PCB処理物		9050	PCBを含む産業廃棄物

産業廃棄物の体積から重量への換算係数(参考値)

産業廃棄物の種類		換算係数 (t/m ³)
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	動植物性残さ(食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物)	1.00
11	ゴムくず	0.52
12	金属くず	1.13
13	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず	1.00
14	鋳さい	1.93
15	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物)	1.48
16	動物系固形不要物(とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る骨等の固形状の不要物)	1.00
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	政令13号物(産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの)	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30